

— 医療関連サービス基本問題検討会について —

医療関連サービス基本問題検討会の経緯

- 平成2年10月 医療関連サービス基本問題検討会の設置
・医療に関連した民間のサービスが盛んとなってきたことから発足
（目的）医療関連サービスについての幅広い検討
その参入に当たっての遵守すべき基準の作成
- 第1回医療関連サービス基本問題検討会
・「在宅酸素委員会、患者搬送委員会」設置の承認
- 平成3年 3月 第2回医療関連サービス基本問題検討会
・「在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検業務の委託に関する報告書」了承
- 11月 第3回医療関連サービス基本問題検討会
・「民間患者搬送サービスの在り方に関する中間報告」了承
・「院内清掃及び消毒委員会」設置の承認
- 平成4年 7月 医療法改正
診療に著しい影響を与える業務の委託基準を省令で定めることを規定
- 平成4年 7月 第4回医療関連サービス基本問題検討会
・「院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告」了承
・「検体検査院内委託委員会」設置の承認
・「医療機器保守点検委員会」設置の承認
- 平成4年11月 第5回医療関連サービス基本問題検討会
・「検体検査院内委託業者の在り方に関する報告」了承
- 平成5年 3月 第6回医療関連サービス基本問題検討会
・「患者給食業務の委託の在り方について」検討スケジュール審議
・「医療機器保守点検業務の委託の在り方に関する報告」了承
- 6月 第7回医療関連サービス基本問題検討会
・（社）日本メディカル給食協会からヒアリング
「患者給食業務の現状と問題点」について

- 7月 第8回医療関連サービス基本問題検討会
 ・（社）日本栄養士会からヒアリング実施
 「患者給食業務の現状と問題点」について
- 10月 第9回医療関連サービス基本問題検討会
 ・患者給食業務の院外調理に係わる問題点等について審議
- 平成5年12月 第10回医療関連サービス基本問題検討会
 ・病院給食の院外委託モデル事業を実施し、その後検討することとした。
 （モデル事業実施期間 平成6年4月～7年3月）
- 平成7年 6月 第11回医療関連サービス基本問題検討会
 ・患者給食の院外委託の検討を再開
 ・医療機器保守点検委員会の再開を決定
- 平成7年 9月 第12回医療関連サービス基本問題検討会
 ・患者給食の院外委託の基準について検討
- 平成7年10月 第13回医療関連サービス基本問題検討会
 ・「患者給食の業務委託に関する報告書（院外調理）」了承
 ・「医療機器の保守点検業務の委託に関する報告書」了承
- 平成9年 6月 第14回医療関連サービス基本問題検討会
 ・「検体検査の精度管理等に関する委員会報告書」了承
 ・「院外調理における衛生管理指針及び院外調理における衛生管理指針の実施にあたっての参考例」について報告聴取
- 平成11年12月 第15回医療関連サービス基本問題検討会
 ・業務委託に関する実態調査の内容、実施の時期等について審議
- 平成12年 3月 第16回医療関連サービス基本問題検討会
 ・業務委託に関する実態調査報告書（案）について審議
 ・「院外調理の調理方式に関する専門部会」設置の承認
- 平成12年 8月 第17回医療関連サービス基本問題検討会
 ・「医療関連サービス委託実態調査報告書」了承

医療関連サービス基本問題検討会要綱

- 1 近年の医療及び医業経営を取り巻く社会状況は著しく変化してきており、医療に対する国民のニーズも高度化・多様化してきている。

このような状況の中で、医療そのものではないが、その周辺業務である医療関連サービスを民間の事業者へ委託する医療機関が多くなってきた。

それらの業務には患者等に著しい影響を与えるものも多いため、これまで医療機関が業務委託を行う際の医療機関及び委託事業者が遵守すべき基準等を作成してきた。

- 2 今後とも、医療関連サービスについて、基準又はガイドラインの作成等による業務の質の確保及びその育成策等について専門家の立場から幅広く検討するため、医政局長の意見聴取の場として「医療関連サービス基本問題検討会」を開催する。

- 3 本検討会の下に、必要に応じて医療関連サービスの各業種毎に具体的な検討を行うための専門部会（委員会）を設置する。

専門部会では、検討会の定める基本方針に従って検討を行い、専門部会がまとめた報告については、検討会において最終的な検討を行う。

- 4 本検討会の構成は下記のとおりとする。

医療機関関係者 7名

学識経験者 4名

事業者関係者 2名

— これまでの各種検討会における指摘事項 —

「これからの医業経営の在り方に関する検討会」
最終報告について（概要）

平成15年3月26日

＜ポイント＞

- 今後の医療提供体制の有力な担い手としての医療法人について、
- 非営利性・公益性の徹底により国民に信頼されるようにし、
- 効率的・透明な医業経営を実現、医療の安定的提供と、改革を担う活力を高める。

医療法人制度の改革の方向

1 「非営利性・公益性」の徹底 [※省令、告示、通知で実現可]

- 将来のあるべき姿として、社団医療法人の持分を解消し、公益性の高い「特別・特定医療法人」へ移行することを念頭に、
- (1) 「特別・特定医療法人」の要件緩和による移行促進、弾力経営の実現に向けた収益業務の思い切った拡大[省令、告示等]
- (2) (1)の円滑な移行のため、「出資額限度法人」について検討
- (3) 配当禁止の実質化のため、様々な手段を通じた「事実上の配当」を厳しく抑制

2 変革期における医療の担い手としての活力の推進 [※通知等で、実現可]

- (1) 効率性の向上
 - 顧客ニーズの把握、経営マインドの発揮に向けた経営管理機能強化、その際、IT技術の活用（電子カルテ等）
 - 外部委託の活用、共同化の推進[選択と集中による効率化等]
 - 医療法人の附帯業務の弾力化[本業である医療施設の経営と両立]
- (2) 透明性の確保
 - 病院単位・法人単位で、経営成績と財務の状況を自らの確に把握。その共通の尺度として、企業会計原則の動向を踏まえ、「病院会計準則」の改正、「医療法人会計基準」の策定。
 - 経理情報の公開状況点検、インターネットを活用し提供する医療についての情報の公開推進。
- (3) 安定した経営の実現
 - 資金調達手段の多様化に向け、
 - ・ 間接金融型調達手段の充実（プロジェクトファイナンスについて研究、経営内容評価の指標、方策の研究）
 - ・ 直接金融の一手法としての医療機関債の発行環境の整備（周知とガイドラインの策定等）
 - 国庫補助、政策融資、経営指導、経営改善に係る好事例提供等

「これからの医業経営の在り方に関する検討会」最終報告書（抜粋）

～ 国民に信頼される、医療提供体制の担い手として
効率的で透明な医業経営の確立に向けて ～

平成15年3月26日

III 医療法人を中心とする医業経営改革の具体的方向

2 変革期における医療の担い手としての活力の増進

(1) 効率性を高める方策

② 外部委託の活用・共同化の推進

- 多くの医療機関が、経営の効率化やサービスの質の向上を図るため、医療以外の業務について、外部委託を活用しており、外部委託が活用されている業務としては、検体検査、患者給食、院内清掃、寝具類洗濯、滅菌消毒、税務申告、院内情報コンピュータシステム、警備保障業務、一般経理、医療事務などがある。
- 業務委託の効果としては、今後の効率的な医業経営の観点からは、経費の削減といった経済的な効果も重要であるが、これ以外にも、職員が本来の業務に集中できること、専門的な業者に委託することによる業務の質の向上、業務の迅速化といった効果も認められるところであり、今後はこうした視点も勘案しながら、医業経営の効率化方策の一環として、外部委託を活用することが望まれる。
- 外部委託以外でも、材料等の共同購入などの業務の共同化や高額医療機器等の共同利用なども効率的な経営のために有効である。
- 外部委託・共同利用等の活用に当たっては、経営管理機能の強化の観点から経営目的に照らして外部委託のメリット、デメリットを検討し、委託業務の評価、改善を行う組織体制を整備することが、その効果的な実施に資するものと考えられる。
- このほか、外部委託については、医療機関の業務の効率化と質の向上という観点から自らの業務を外部に委託するのみではなく、他の医療機関の業務を受注することで経営安定化と質の高いサービス提供の両立を図るという視点も重要である。具体的には、従前より特別医療法人については、配食サービス、医業経営相談その他の医療関連サービス、患者搬送業などを収益事業として実施することが可能であるが、こうした制度を活用し、他の医療機関の業務を受注することによって、自らの医療機関の経営ノウハウを活用した外部委託業務の受注を行うことによる積極的な経営の安定化を図ることが期待される。なお、特別医療法人制度について、1(1)(1)に掲げる措置を具体化するに当たっては、こうした点についても配慮した対応が必要である。

医療分野における規制改革に関する検討会報告書（抜粋）

平成16年1月29日

III 当面取り組むべき規制の改革

2. 医療サービスの質の向上と効率化の推進と地域における医療提供体制の整備

(1) 医療機関・医療法人に係る規制の見直し

③ 医療機関が委託する業務に基準を設ける範囲及び基準の見直し

・患者に対するサービスの質の確保と効率化を図るため、業務委託の基準を設ける範囲や基準の見直しを含め、幅広く検討する。